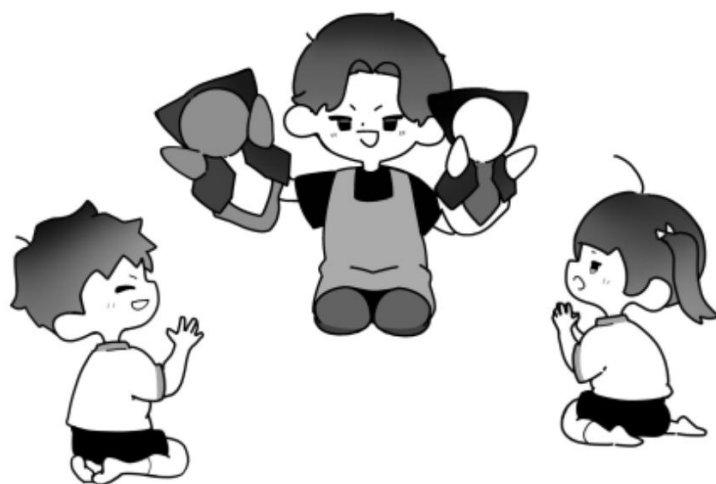


令和 8 年度
高山市
保育園
入園案内





保育園入園を希望されるみなさんへ



高山市内の保育園に入園を希望される方は、次のことをよく読んで入園申込みの手続きをしてください。**★1～★5は特に大切ですので、内容を確認のうえお申し込みください。**

★1

「保育園」とは

保育園は、保護者のみなさんが仕事や病気などで家庭で保育することができない（保育の必要がある）お子さんを保護者に代わり、心身の健全な発達を図りながら保育することを目的とした施設です。（入園後であっても就労状況や家庭状況の変化などによって“保護者が家庭で保育できる”状態となった場合は、保育園を利用できません）

その目的のため、保育環境を整えるとともに関係機関と連携しながら、緊急時（災害）の対策、虐待防止など必要な対策を講じます。

I. 給付認定について

保育園等の利用を希望する場合、「保育給付認定」の申請が必要となります。

（保育給付認定区分一覧）

支給認定区分	対象となるこども	利用できる施設
2号認定（保育認定）	4月1日現在3歳以上で、保育を必要とするこども	保育園
3号認定（保育認定）	4月1日現在3歳未満で、保育を必要とするこども	保育園、小規模保育

II. 入園の基準（保育の必要性）

高山市内の保育園への入園基準は以下のとおりです。

1. 高山市内に住んでいる（住所を有する）お子さん
2. 保育園での集団生活ができるお子さん
3. 保護者が次の(1)～(10)のいずれかに該当し、家庭で保育することができないお子さん
 - (1) 家庭外労働 家庭外で労働することを※「常態」としている。
 - (2) 家庭内労働 家庭内で当該児童と離れて労働することを※「常態」としている。

※「常態」の基準…月の就労時間が64時間以上
（概ね1日4時間以上かつ月16日以上）

- (3) 母親の妊娠・出産 妊娠中であるか、又は出産後間がない。
（産前6週間、産後8週間の期間の入園となります。）
- (4) 疾病・負傷など 保護者が病気又は負傷しているか、心身に障がいを持っている。
- (5) 同居親族の介護 長期にわたり疾病の状態にあるか、心身に障がいを持っている同居親族を常時看護又は介護している。
- (6) 家庭災害 震災・風水害・火災その他の被害に遭い災害復旧にあたっている。
- (7) 求職活動中 保護者が求職活動をしている。
※求職活動による入園は、新規入園の場合に限ります。
（入園期間は2ヵ月間です。勤務先が決まりましたら速やかに就労証明書および保育給付認定申請書を提出してください。）
- (8) 虐待やDV 虐待やDVのおそれがあり、児童等を保護する必要がある。
- (9) 育児休業の取得 産前産後休暇取得前に既に保育園を利用しており、育児休業取得後も引き続き保育園を利用する。
- (10) その他 上記以外の理由がある場合はこども政策課へご相談ください。

Ⅲ. 入園承諾（保育の必要性の認定）

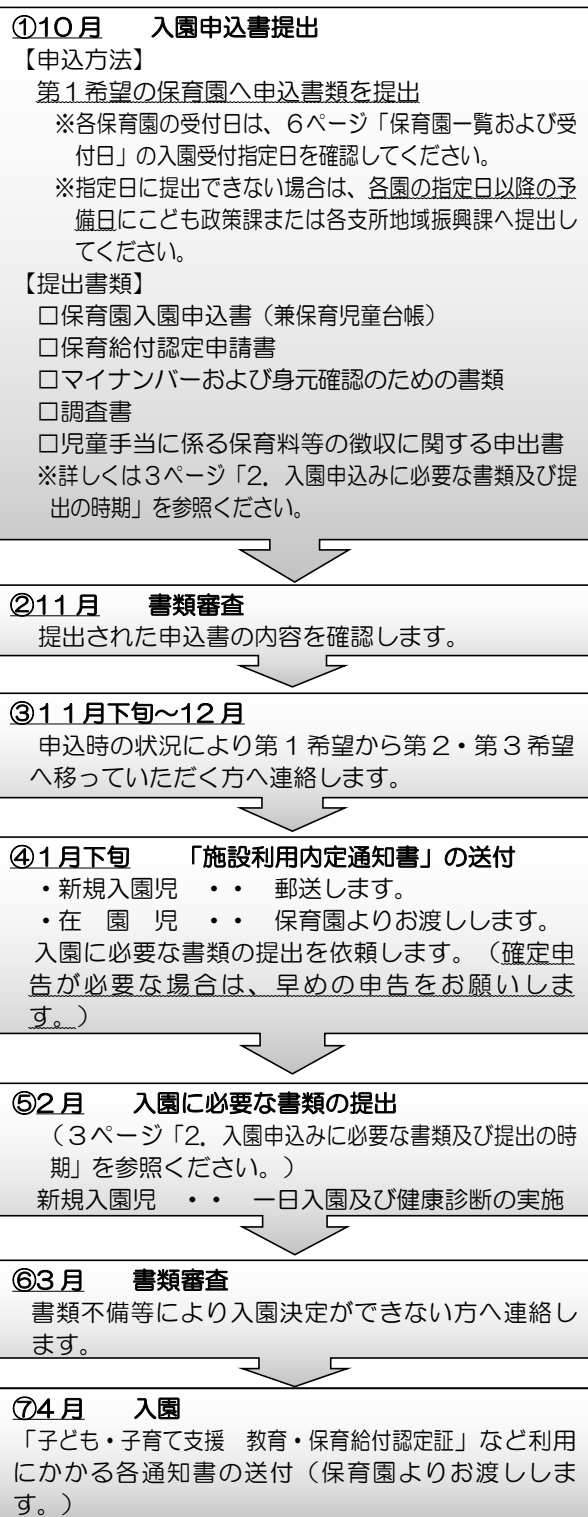
1. 入園承諾は、提出書類に基づき保育の必要性の程度を総合的に審査して決定します。
2. 4月入園の「施設利用内定通知書」の送付後であっても、入園基準に該当しないことが判明した場合は、施設利用内定を取り消すことがあります。

定員を超える申込みがあった場合など、第1希望ではなく第2・第3希望の保育園になる場合があります。特に年度途中の入園は希望の保育園に入れない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。なお、その場合はこども政策課から連絡します。

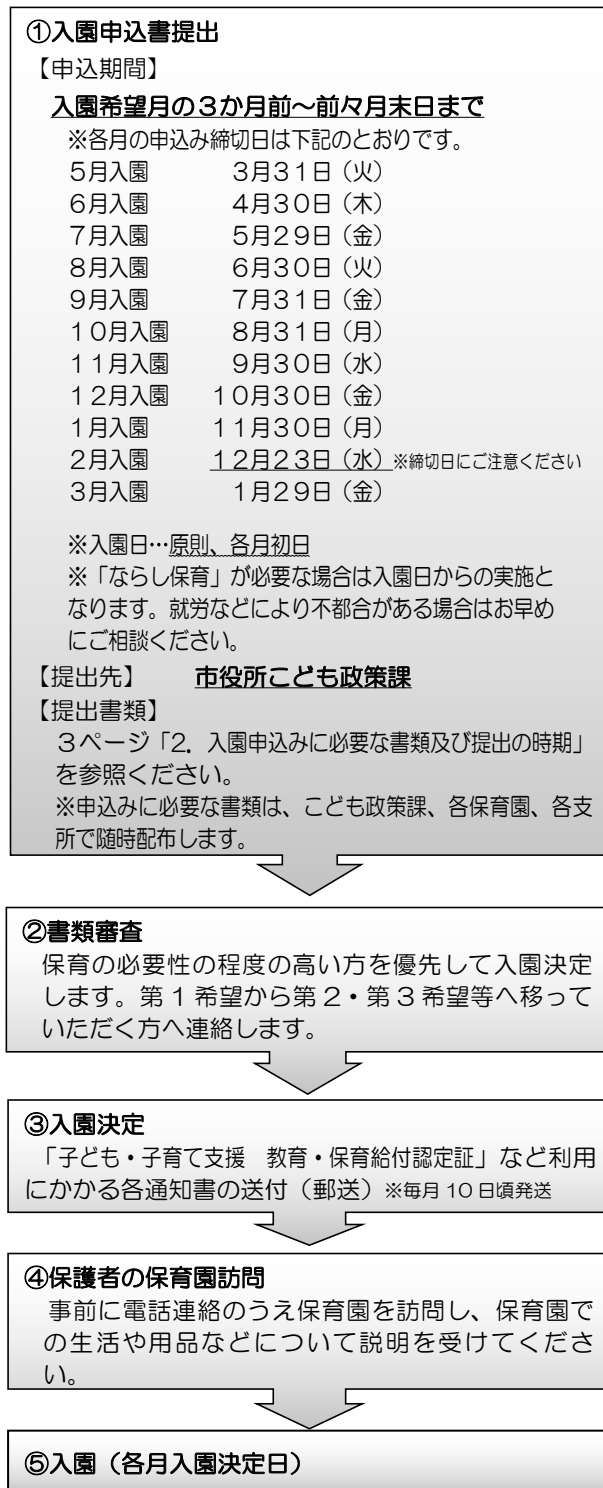
Ⅳ. 入園の手続き

1. 申込みから入園までの流れ

▼4月入園の場合



▼年度途中入園の場合



2. 入園申込みに必要な書類及び提出の時期

提出書類の種類	提出 確認	提出の時期																					
		4月 入園の 場合	年度途中 入園の 場合																				
①保育給付認定申請書	☐	10月	申込み時に①～⑦を揃えて提出																				
②個人番号（マイナンバー）確認書類・身元確認書類 ・対象者 保育給付認定申請書を提出される方（窓口へお越しになる方） ・提示する書類（下記（ア）、（イ）それぞれいずれか1つ） （ア）個人番号（マイナンバー）確認のための書類 □ 通知カード □ 住民票の写し（個人番号の記載されたもの） □ 個人番号カード（マイナンバーカード）（※） ※「個人番号カード（マイナンバーカード）」をお持ちの場合は、下記（イ）の「身元確認のための書類」は不要です。 （イ）身元確認のための書類（顔写真つきのもの） □ 運転免許証 □ パスポートなど	☐	10月																					
③保育園入園申込書（兼保育児童台帳）（5ページの記入例を参照ください）	☐	10月																					
④保育園入園申込の調査書	☐	10月																					
⑤児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書	☐	10月																					
⑥保育を必要とする理由を確認する書類 提出する書類は「保育を必要とする理由」により異なります。 ・対象者 父母または父母以外の児童の保護者	☐	2月																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ページ 1 II-入園の基準</th><th>提出書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)(2) 家庭内外労働</td><td>会社勤務、パート内職</td><td>□就労証明書 ※保育園入園希望日以降の就労の状況が分かるもの</td></tr> <tr> <td>育児休業明けの復職</td><td>□就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日が記載されたもの</td></tr> <tr> <td>自営業の方</td><td>□令和7年分確定申告書の写し（第1表、第2表） □就労証明書 ※家族従業員の方は就労証明書のみ</td></tr> <tr> <td colspan="2">(3)母親の妊娠・出産</td><td>□母子健康手帳の写し ※表紙・出産予定日の確認できるページ</td></tr> <tr> <td colspan="2">(4)疾病・負傷・障がい</td><td>□疾病・介護に関する申立書 □診断書や障害者手帳等の写しなど</td></tr> <tr> <td colspan="2">(5)同居親族の介護・看護</td><td>□疾病・介護に関する申立書 □診断書など</td></tr> <tr> <td colspan="2">(7)求職活動中</td><td>□求職受付票（ハローワークカード）等の写し</td></tr> </tbody> </table> ※なお、入園審査のため、上記以外に必要な書類の提出をお願いする場合があります。				ページ 1 II-入園の基準		提出書類	(1)(2) 家庭内外労働	会社勤務、パート内職	□就労証明書 ※保育園入園希望日以降の就労の状況が分かるもの	育児休業明けの復職	□就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日が記載されたもの	自営業の方	□令和7年分確定申告書の写し（第1表、第2表） □就労証明書 ※家族従業員の方は就労証明書のみ	(3)母親の妊娠・出産		□母子健康手帳の写し ※表紙・出産予定日の確認できるページ	(4)疾病・負傷・障がい		□疾病・介護に関する申立書 □診断書や障害者手帳等の写しなど	(5)同居親族の介護・看護		□疾病・介護に関する申立書 □診断書など	(7)求職活動中
ページ 1 II-入園の基準		提出書類																					
(1)(2) 家庭内外労働	会社勤務、パート内職	□就労証明書 ※保育園入園希望日以降の就労の状況が分かるもの																					
	育児休業明けの復職	□就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日が記載されたもの																					
	自営業の方	□令和7年分確定申告書の写し（第1表、第2表） □就労証明書 ※家族従業員の方は就労証明書のみ																					
(3)母親の妊娠・出産		□母子健康手帳の写し ※表紙・出産予定日の確認できるページ																					
(4)疾病・負傷・障がい		□疾病・介護に関する申立書 □診断書や障害者手帳等の写しなど																					
(5)同居親族の介護・看護		□疾病・介護に関する申立書 □診断書など																					
(7)求職活動中		□求職受付票（ハローワークカード）等の写し																					
⑦口座振替依頼書	☐	2月																					

※提出時期が2月の書類（⑥、⑦）については、「施設利用内定通知書」の送付時（1月下旬）に改めて連絡します。



V. 保育料等について

1. 保育料の無償化について

令和元年10月から保育料が無償化されました。無償化の対象は、3～5歳児（年少～年長）と、0～2歳児（未満児）で市町村民税非課税世帯のお子さんの保育料です。

※3～5歳児の給食費（主食代および副食代）は別途お支払いが必要です。

※年収360万円未満相当の世帯や第3子以降のお子さんは、副食代が免除となります。

2. 0～2歳児（未満児）の保育料算定について

児童の扶養義務者（または家計の主宰者）の市町村民税額（注1）と保育の必要量（注2）により決定します。 ※税額に変更があったときは、速やかにこども政策課へお知らせください。

（注1）4月から8月分保育料は、令和7年度の市町村民税額

9月から3月分保育料は、令和8年度の市町村民税額

（注2）①保育を必要とする理由が就労の場合

・月の就労時間が120時間以上・・・「保育標準時間認定」

・ 〃 120時間未満・・・「保育短時間認定」

※月の就労時間が120時間未満の場合でも、通常保育時間（午前8時から午後4時）を超えて利用する場合は、保育標準時間認定となります。

②保育を必要とする理由が就労以外の場合

原則、保育給付認定申請書に記入された利用希望時間を参考に認定します。

3. 保育料等を決定する年齢区分は、4月1日現在の満年齢を基準とします。

年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中は4月1日現在の年齢区分のままとなります。

4. 保育料等の納入について

	公立保育園	私立保育園
3～5歳児（年少～年長）の給食費	市へ納入	各保育園へ納入
0～2歳児（未満児）の保育料	市へ納入	市へ納入
その他保護者会費などの納入金	各保育園へ納入	各保育園へ納入

市へ納入いただく場合は、毎月末日に口座振替しますので、前日までに指定口座へ入金してください。※市の口座振替依頼書の提出が必要です。

VI. 各保育園の概要（各保育園の保育内容などが載っています。）

「高山市保育園一覧」を市役所こども政策課、各支所、各児童センター、各保育園、図書館などに備えてありますのでご覧ください。（高山市ホームページにも掲載しています。）

VII. その他

✳️入園してから（よく読んでおいてください。）

1. 申込書の記載事項（住所、世帯構成、保護者、勤務先など）や、課税額の更正による市町村民税額に変更が生じた場合は、速やかに在園している保育園またはこども政策課へお知らせください。保育給付認定申請書（変更）等の提出が必要となります。

勤務先を変更した場合は、改めて就労証明書を提出してください。入園後に勤務先を退職するなど、保育の必要がなくなった場合は退園していただくことになります。

2. 保育園を退園する場合や別の保育園に転園を希望する場合は、退（転）園予定日の1か月前までに「退（転）園届」を在園している保育園に提出してください。届出のない場合は、通園の有無にかかわらず保育料を全額納付していただきます。

なお、市内の転園については、転園先の状況により年度内での転園ができない場合があります。

3. 在園中は求職活動による認定ができません。就労の認定を受けている保護者が退職した場合、保育の必要がなくなったとみなします。ただし、会社都合による退職などやむを得ない場合は、こども政策課へご相談ください。

✳️広域入所について

里帰り出産などで、高山市外の保育園などを利用希望の場合は、こども政策課へご相談ください。

保育園入園申込書

記入例

令和 7 年 10 月 10 日

(あて先) 高山市長

保育園への入園について下記のとおり申し込みます。
保育料寛政のため児童の税務地位の関係を記載します。また、申請が保育の事象及び幼児小児
様のため、児童の健康状態等の情報を関係機関から取得すること及び入園決定した保育園に情報
提供することに同意します。

申請者署名		高山 健司	
氏名	連絡先		
(ふりがな)	たけやま けんじ	080 - 9876 - 5432	
高山 健司		本年1月1日時点の住所	
現住所と同じ	都道府県	市区町村	
現住所と異なる	都道府県	市区町村	
〒506-0009	前住所と同じ	前住所と異なる	
高山市花岡町2丁目18番地	岐阜県	飛騨市	

同一世帯に属する保護者(配偶者等)の有無	☒ 有	☐ 無
氏名	連絡先	
(ふりがな)	たけやま けんじ	090 - 1234 - 5678
高山 喜代美	本年1月1日時点の住所	
現住所と同じ	都道府県	市区町村
現住所と異なる	都道府県	市区町村
同上	前住所と同じ	前住所と異なる
〒	都道府県	市区町村

入園を希望する児童	氏名	性別	生年月日	入園年・年齢
①	高山 智里	男	R5 . 9 . 9	2 歳
②	高山 智博	男	R4 . 6 . 6	3 歳
③				

複数の児童が入園の場合、その全員を記入してください
※ 令和8年度4月分の申込書は、すでに在園しているお子さんもこちらに記入してください。

希望園施設	A 保育園	D 保育園	第一希望園の理由
第2希望	B 保育園	☐ 所在地が近い	
第3希望	C 保育園	☒ 兄弟姉妹が通っている	
希望施設への入園ができない場合	☒ 上記希望施設に空きが出るまで待つ	☐ 保育内容に魅力を感じた	
利用を希望する期間	令和 8 年 4 月 1 日から	☐ 小学校就学前まで	
利用を希望する時間	8 時 0 分から 15 時 30 分まで	☐ 延長保育の希望有無	☒ 希望しない
入園を希望する具体的な理由	父・母ともに就労のため家庭での保育ができないから		

捺印※は記入しないでください

決定保育園	台帳番号	確認用氏名
*	*	*

兄弟姉妹の状況	
☒ 兄弟姉妹が同時に申し込みをする	
☒ すでに兄弟姉妹が保育所等に入園している	
☐ 現在、保育所等に入園していない18歳未満の児童がいる	
☐ 上記のいずれにも当てはまらない	

兄弟姉妹が同時に申し込みをする場合	
1. 同時期同園のみ	☐ 同じ時期に同じ園のみ入園を希望する
2. 同時期別園	☐ 別々の園でも良いが、同じ時期でないと入園できない
3. 別時期同園のみ	☐ 別時期でも良いのと同じ園のみ入園を希望する
4. 別時期別園	☒ 別時期でも別々の園でも入園する

2〜4にチェックを入れた方は、下表の対応する選択肢にもチェックをしてください

2. 同時期別園の場合	☐ 希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する
3. 別時期同園の場合	☐ 希望順位が高い園に入園することを優先する(別々の園でも入園)
	☐ 次の子の児童が入園できない場合に入園しない(児童名:)
4. 別時期別園の場合	☒ 希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する
	☒ 希望順位が高い園に入園することを優先する(別々の園でも入園)
	☐ 次の児童が入園できない場合に入園しない(児童名: 智里)
	☐ 一人でも入園できる児童から入園する
	☐ 入園できなかった児童は、兄弟姉妹と同じ園のみ空き待ちをする
	☒ 入園できなかった児童は、別園でも良いので空き待ちをする

上記以外の希望条件	
-----------	--

すでに保育所等に入園している兄弟姉妹の有無	☒ 有	☐ 無
氏名	申請児童との続柄	在籍施設名
(ふりがな)	高山 京子	A 保育園
①		
②		
③		

すでに保育所等に入園している兄弟姉妹がいる場合はこちらに記入してください
※ 令和8年度4月分の申込書は、すでに在園しているお子さんも表面の入園希望児童欄に記入してください

保育所等に入園していない18歳未満の児童の有無	☒ 有	☐ 無	
氏名	申請児童との続柄	入園年・年齢	生年月日
(ふりがな)	高山 正	兄	H27 . 5 . 5
①			
現在の状況			
(ふりがな)			
②			
現在の状況			
(ふりがな)			
③			
現在の状況			
(ふりがな)			
備考			

入園申込時に保育所等に入園していない、18歳未満のお子さんは全員記入してください。

※ 「申請児童との続柄」は表面①の児童との続柄を記入してください

保育園一覧および受付日

令和8年度入園の受付は、各保育園において下記「入園受付指定日」に行います。

※予備日※…指定日に提出できない場合は、園指定日以降、次の日程で受付しますので、こども政策課または各支所地域振興課へ提出してください。

①令和7年10月27日(月) 及び②令和7年10月28日(火) のいずれも、9:30~11:00

No.	園名	公私別	住所	電話番号	利用 定員	開園時間	開園曜日	乳児保育(生 後)及び未満児 保育	障がい児 保育	休日 保育	一時 保育	入園受付指定日時
1	城山保育園	公	堀端町94	32-0983	100	7:30~19:30	月~土	57日から	○			令和7年10月16日(木) 13:30~15:00
2	山王保育園	公	森下町1-401	32-5162	90	7:30~19:30	月~土	57日から	○			令和7年10月14日(火) 13:30~15:00
3	岡本保育園	公	岡本町3-53-10	32-4139	130	7:00~20:00	月~土 (休日あり)	57日から	○	○	○	令和7年10月14日(火) 9:00~10:30
4	高山西保育園	私	名田町5-56	32-0381	100	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和7年10月14日(火) 13:30~15:00
5	高山南保育園	私	西之一色町1-31-3	32-1038	140	7:30~19:30	月~土	57日から	○		○	令和7年10月15日(水) 13:30~15:00
6	高山あおい保育園	私	岡本町2-250-1	32-0862	76	7:30~19:30	月~土	57日から	○			令和7年10月17日(金) 13:30~15:00
7	龍華保育園	私	石満町7-345	34-7250	140	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和7年10月16日(木) 9:00~10:30
8	大八保育園	私	漆垣内町1500-3	33-5072	120	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和7年10月16日(木) 13:30~15:00
9	江名子保育園	私	江名子町2788-1	33-5073	120	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和7年10月17日(金) 13:30~15:00
10	三枝保育園	私	中切町500-2	33-4712	130	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和7年10月15日(水) 13:30~15:00
11	本母保育園	私	本母町193	33-8693	150	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和7年10月15日(水) 13:30~15:00
12	新宮保育園	私	新宮町2093-3	33-9796	130	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和7年10月20日(月) 13:30~15:00
13	中山保育園	私	下岡本町1911	34-4181	140	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和7年10月14日(火) 9:00~10:30
14	織和保育園	私	織和町2-18-1	32-1084	60	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和7年10月16日(木) 13:30~15:00
15	たんばぼ保育園	私	岡本町2-75-1	34-6510	80	7:00~19:00	月~土 (休日あり)	57日から	○	○	○	令和7年10月14日(火) 13:30~15:00
16	こま草保育園	私	丹生川町町方1470-2	78-1211	120	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和7年10月15日(水) 9:00~10:30
17	清見保育園	私	清見町三日町96	68-2038	50	7:00~19:00	月~土	1歳から	○		○	令和7年10月15日(水) 9:00~10:30
18	荘川保育園※	公	荘川町新洲130	05769-2-2217	19	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和7年10月15日(水) 9:00~10:30
19	宮保育園	私	一之宮町1122	53-2101	60	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和7年10月16日(木) 9:00~10:30
20	久々野保育園	公	久々野町無数河797-1	52-2265	130	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和7年10月14日(火) 9:00~10:30
21	朝日保育園	公	朝日町万石611	55-3200	50	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和7年10月14日(火) 13:30~15:00
22	こくふ保育園	私	国府町三日町380-1	72-2160	260	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和7年10月17日(金) 9:00~10:30
23	本郷保育園	公	上宝町在家1868	0578-86-2218	50	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和7年10月16日(木) 9:00~10:30
24	枋尾保育園	公	奥飛騨温泉郷枋尾339-36	0578-89-2459	50	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和7年10月20日(月) 13:30~15:00
25	すぎがおか託児所※	私	片野町2-279	33-1001	12	8:00~18:00	月~土	1歳から				※すぎがおか託児所まで お問い合わせください
26	美鳩幼稚園保育施設※	私	下林町353	34-3538	12	7:30~18:00	月~土	2歳から				※美鳩幼稚園まで お問い合わせください

※の施設は小規模保育事業A型

- 旧高山地域の公立保育園については、私立園への入園調整を優先させていただく場合があります。
- 障がい児保育を希望される方は、お子さんの障がいの程度や集団保育が可能かなどを総合的に受入を検討しますので、早めに高山市役所こども政策課へご相談ください。
- 表記の定員・開園時間・乳児保育及び未満児保育は令和7年度のもので。
- 休日保育は、日曜・祝日に保護者の就労などのためご家庭での保育が困難な場合に有料で利用できます。詳しくは在園している保育園か岡本保育園へお問い合わせください。なお、たんばぼ保育園で実施している休日保育については、たんばぼ保育園へお問い合わせください。
- 一時保育(未就園児が対象)を利用される場合は、直接実施保育園へお問い合わせください。



高山市ホームページ

◀◀ 保育園一覧



～～～保育料等のお支払いについて～～～

保育園では家庭に代わって子どもたちの生活の場を提供し、大切にお預かりしています。
保護者の皆様には、保育料等を毎月お支払いいただきますが、一部に保育料等の支払いが滞る方があります。

その場合は、書面や電話による催告を行うほか、児童手当からの特別徴収や、税法の規定を準用した財産の差し押えなどの滞納処分を行います。

※支払いが遅れるなどの特別な事情がある場合には、こども政策課へご相談ください。

✿保育園や子育てに関するお問い合わせ

高山市こども未来部こども政策課

電 話 0577-35-3140

FAX 0577-35-4884

MAIL kodomoseisaku@city.takayama.lg.jp

〒506-8555

岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

高山市ホームページ



<https://www.city.takayama.lg.jp/>

行政情報→くらしの情報→こども

→保育・幼児教育、託児サービス→「保育園・幼稚園」

入園申込みに必要な書類は、こども政策課、各保育園、各支所地域振興課でお渡しします。